

# 第 1 2 章 付属工

## 第 1 節 係船柱及び係船環

### 12-1-1 適用

本節は、係船柱及び係船環について適用するものとする。

### 12-1-2 基礎

- 1 . 基礎杭は、第 5 章杭及び矢板 1 節鋼杭、 2 節コンクリート杭を適用するものとする。
- 2 . 係船柱の基礎に使用するコンクリートは、第 1 1 章上部コンクリートを適用するものとする。
- 3 . 請負者は、基礎コンクリートを打継ぎしないで施工しなければならない。

### 12-1-3 材料

- 1 . 係船柱及び付属品の材質は、「表12 - 1 係船柱及び付属品の材質」の規格に適合するもの、又は同等異常の品質を有するものでなければならない。
- 2 . 頭部穴あき型係船柱の中詰コンクリートは、上部コンクリートと同品質のものとする。

表12 - 1 係船柱及び付属品の材質

名 称	材 質
係 船 柱 本 体	JIS G 5101 SC450
ア ン カ ー ボ ル ト	JIS G 3101 SS400
六 角 ナ ッ ト	JIS B 1181 並 3級、4T
平 座 金	JIS B 1256 並丸、鋼
ア ン カ ー 板	JIS G 3101 SS400 又は JIS G 5101 SC450

- 3 . 係船環の材質は、S U S 304 とする。

### 12-1-4 製作

- 1 . 係船柱・係船環の構造及び形状寸法は、「図12-1」「図12-2直柱の標準寸法と設計けん引力」、「図12-3曲柱の標準寸法と設計けん引力」

及び「図12-4アンカーボルト標準寸法」によるものとする。

なお、使用する型式は、**設計図書**の定めによるものとする。

2. 請負者は、係船柱のコンクリート埋込部以外の鋳物肌表面を滑らかに仕上げ、平座金との接触面は、グラインダ仕上げを行わなければならない。
3. 工場で錆止め塗装を行う場合は、12-1-5 4. を適用するものとする。
4. 請負者は、係船柱の頭部に設計けん引力を浮彫表示しなければならない。
5. 係船柱の肉厚以外の寸法の許容範囲は、「表12-2寸法の許容範囲」に示すものとする。ただし、ボルト穴の中心間隔以外の寸法は、プラス側の許容範囲を超えてもよいものとする。

表12 - 2 寸法の許容範囲 (単位：mm)

寸 法 区 分	長 さ の 許 容 範 囲
100以下	± 2
100を越え 200以下	± 2.5
200を越え 400以下	± 4
400を越え 800以下	± 6
800以上	± 8

5. 厚さの許容範囲は、± 3mmとする。ただし、請負者は、事前に監督職員との**承諾**を得て、プラス側の許容範囲を変更することができる。

#### 12-1-5 施工

1. 請負者は、アンカーボルトを所定の位置に強固に固定しなければならない。
2. 請負者は、穴あき型係船柱の中詰コンクリートは、頭部表面まで充填しなければならない。
3. 請負者は、係船柱底板下面に十分にコンクリートを行き渡らせ、底板にコンクリートを巻き立てなければならない。
4. 請負者は、係船柱外面のさび等を除去し、エポキシ樹脂塗料さび止めを1回塗らなければならない。
5. 請負者は、下塗りにエポキシ樹脂塗料を1回塗らなければならない。
6. 請負者は、上塗りにエポキシ樹脂塗料(二液型)を2回塗らなければならない。